

完全支配関係がある企業グループを納税単位とし、親法人が申告納税を行う「連結納税制度」が廃止となり、グループ内の各法人が申告納税を行う「グループ通算制度」へ移行されることとなりました。なお、グループ通算制度を適用するかどうかは、連結納税制度と同様、法人の選択によります。

I. 制度の概要

(1) 適用法人

完全支配関係のあるグループ内の内国法人で次の要件を満たすものに適用があります。

①親法人

普通法人又は協同組合等。但し清算中の法人、他の法人（外国法人を除く）の100%子法人を除きます。

②子法人

普通法人。但し、破産手続き開始の決定を受けた法人等は除きます。

(2) 適用方法

親法人の通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の3月前の日までに、適用を受けるグループ内の親法人及び子法人の全ての連名で、一定の事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しその承認を受けなければなりません。但し、適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の前日までに処分がなかったときは、承認があったものとみなされます。（自動承認）

(3) 事業年度

① 通算親法人（親法人で（2）の承認を受けたもの）

・・・通常の会計期間等が通算制度における事業年度になります。

② 通算子法人（子法人で（2）の承認をうけたもの）

・・・事業年度の開始と終了は、原則として通算親法人の事業年度と一致するものとされます。

II. 損益通算

通算法人（通算親法人又は通算子法人のことをいう）を、更に所得金額が生じたグループと欠損金額が生じたグループに分け、各グループの所得金額又は欠損金額の合計額を限度として、所得金額が生じたグループから欠損金額が生じたグループの欠損金額を、欠損金額が生じたグループから所得金額が生じたグループの所得金額を、それぞれ相殺します。

III. その他

① 損益通算の遮断

グループ内の法人で修正申告等が必要となった場合でも、損益通算の金額は当初申告額のまま固定し、修正等が必要となった法人のみが所得金額を再計算することとなります。（事務負担の軽減）

② 移行しない場合

連結納税制度からグループ通算制度への移行は自動的に行われることとなりますが、グループ通算制度を適用しないことを選択するには、移行する事業年度開始前に「グループ通算制度へ移行しない旨の届出書」を提出します。

③ 申告

各通算法人が申告納税を行うこととなります。なお、申告は電子申告となります。